



平成30年（行ウ）第93号、同98号ないし第104号

国籍確認等請求事件

原告 原告1 外7名

被告 国

準備書面（13）

2019年10月10日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳



弁護士 椎 名 基 晴



弁護士 富 増 四 季



弁護士 仲 晃 生



弁護士 仲 尾 育 哉



本書面は、原告ら準備書面（9）及び（11）における求釈明事項（複数国籍による弊害に関するもの、及び外国国籍の志望取得により自国の国籍を失わせる制度を有する国に関するもの）と、複数国籍者に関する我が国の現状についての求釈明事項とを、一つの書面にまとめたものである。

1 複数国籍による弊害に関する求釈明

複数国籍の発生を防止しあるいはこれを解消することは、複数国籍による弊害の発生を防止し回避するために必要である、とされる。かかる見地から、被告は複数国籍による弊害を列挙する（答弁書34頁、被告準備書面(1)25頁以下）。しかしながらその主張内容は抽象的であり、具体的にどのような場面で複数国籍による弊害が発生するのか、その弊害とは具体的にどのような内容なのか、その発生の確率はどの程度高いのか、などは一切不明である。

複数国籍の防止解消の必要性がどの程度高度な要求であるのかは、上記の弊害の内容や性質、影響、発生確率などを具体的に考慮しなければ明らかとならない。そして複数国籍防止解消の必要性がどの程度高度な要求であるかが明らかとならなければ、本人の意思に反して日本国籍を喪失させる必要があるか否かを適切に判断することができない。

また、原告ら準備書面(9)第2、1、(2)（4～6頁）で述べたとおり、複数国籍をどの程度制限し、あるいは容認するかは各国の法制によって千差万別であることから、複数国籍による弊害の発生のおそれの有無や強弱についても、全世界で統一的なものではなく、各国によって異なるものと考えべきである。したがって、日本における複数国籍による弊害発生のおそれ、正確に言えば国籍法がその制度設計の前提として想定している、日本におけ

る複数国籍による弊害発生のおそれについて、具体的に明らかにする必要がある。

以上の観点から、原告らは被告に対し、以下の通り求釈明を行うものである。

(1) 「外交保護権の衝突」という弊害に関する求釈明

複数国籍の防止解消は複数国籍による弊害の発生の防止を目的とするものであるから、複数国籍の防止解消の必要性の度合いは、弊害の発生の現実的な可能性及び弊害の重大性によって左右される。そこで、日本国籍と外国籍の複数国籍者の存在によって具体的にどのような外交保護権の衝突の問題が生じ、それがどのような問題を発生させ、その解決のために複数国籍自体を防止解消することが必要やむを得ないのか（複数国籍の防止解消以外に外交保護権の衝突を回避しあるいは解決する方法はないのか）を明らかにする必要がある。

については、これまでに、複数国籍者に関し日本と外国との間で外交保護権の衝突について具体的に問題となった事件があるのであれば、その具体的内容を示されたい。

(2) 「兵役義務の衝突」という弊害に関する求釈明

現行憲法下では兵役の衝突という事態は発生し得ず、また外国が日本に対し武力行使をする事態もこれまで発生していない。

については、今日多数の複数国籍者が日本国内に存在することを踏まえて、被告内部において、外国から武力行使を受けた場合の当該外国籍と日本国籍の複数国籍者の処遇や上記のような帰属意識の衝突等の問題について何らかの検討がなされたのか否か、検討がなされたのであればその具体的内容、及

び現時点で対処方法が策定されているならばその対処方法の内容を具体的に明らかにされたい。

(3) 「納税義務の抵触」という弊害に関する求釈明

我が国において、日本国籍と外国籍を有する複数国籍者について、複数国籍を理由とする二重課税という事態が発生しているか否か、発生しているのであれば具体的にどの国との間で発生しているか、その際の課税の根拠となる日本及び当該外国の法令について具体的に示されたい。

(4) 「適正な入国管理の阻害」という弊害に関する求釈明

複数国籍者が他方国籍国の旅券を使用して日本から出国し、日本の旅券を使用して帰国したことによって、適正な出入国の管理が阻害され、具体的な問題が発生した事例があれば明らかにされたい。また、その際の「適正な出入国の管理の阻害」とは、単に人物の同一性が確認できないことの他に、どのような具体的な弊害が生じたのかも具体的に明らかにされたい。

複数国籍者が出入国する際の人物の同一性の確認を目的として、日本国籍と外国籍の複数国籍者のリストを作成しているか否か、明らかにされたい。また、かかるリストを作成していない場合には、その理由について明らかにされたい。

(5) 「重婚の防止不能」という弊害に関する求釈明

複数国籍者であるために重婚が発生した（複数国籍でなければ重婚が発生し得なかった）事案について、具体的な事件があったのであればその内容とともに明らかにされたい。

2 外国籍の志望取得により自国の国籍を喪失させる制度を有する国に関する求釈明

外国籍の志望取得による原国籍喪失規定は、自国民の減少に関わる問題でもあり、諸外国がこの制度を廃止する中である国のみがこの制度を維持するときには自国民の減少を招く事態にもなりかねない。その意味で係る規定の存廃は諸外国の動向とも密接に関連する。

また、かかる規定の存否は、国籍法5条1項5号の要件充足の有無、ひいては5条2項の適用対象国であるか否かの判断にも関わってくる。実際にも、1984年改正時に被告国が「帰化によって当然国籍がなくなるという国が実は少ない」ために、原国籍離脱要件を充足しないために帰化ができない外国籍者がたくさんいる、と報告していることは（甲114（33頁））、既に指摘したとおりである。このように外国籍の志望取得による原国籍喪失規定を有する国並びにかかる規定を有しない国については、法5条1項5号及び同2項の適用の判断の前提として、被告が調査し情報を有しているものと推測される。

そこで、1984年改正の時点、1997年時点（原告らの中で最初に外国国籍の取得がなされた年）及び現在の時点において、外国籍の志望取得による原国籍喪失規定を有する国及び有しない国について被告が把握しているところを明らかにされたい。

3 複数国籍者に関する我が国の現在の状況についての求釈明

被告は本件訴訟において、複数国籍は国籍概念の本質に反する等と主張し、複数国籍はあってはならないもの、現在ある複数国籍状態は速やかに解消し今後の発生を防止すべきものであるかのように主張する。しかしながら現実

には、こんにち日本国籍と外国籍の複数国籍者は被告自身の推計でおよそ90万人いるとされており、かつ増加の一途を辿っている。しかも被告国はこのように複数国籍者の増大に対して本件での主張を実現するような何らかの具体的な政策を示しているわけではない。

また、被告は本件訴訟において、戸籍制度という優れた国民管理の制度により複数国籍者の把握が容易であるかのように主張するが、実際には複数国籍者の数は国会答弁においてすら推計数でしか報告されておらず、しかも被告が複数国籍者の数を正確に把握したり、さらには個別の複数国籍者を把握し管理することを企図する何らかの政策を打ち出している様子もない。

このように、本件における原告の主張と日本における複数国籍者の現状の間には大きな乖離があるように思われる。この点を明らかにしなければ、被告の主張が我が国の実情に整合した合理性を有するものであるか否かを判断することができない。

以上の理由から、原告らは被告に対し、以下の通り求釈明を行う。

(1) 複数国籍者の人数について

ア 被告国は、2004年6月2日衆議院法務委員会において、「昭和60年から平成14年までに発生したと思われる重国籍者を単純合計すると約40万人になる」と答弁している（甲48・9頁第4段の房村政府参考人の答弁）。そこで、2003（平成15）年以降の各年（例えば各年度末現在）の複数国籍者の数、及び現在の複数国籍者の数について、被告が把握している限りの内容を明らかにされたい。

イ また、本件では法11条1項による日本国籍喪失の合憲性が争われているところ、法11条1項によって日本国籍を喪失した者がどの程度いるか

は立法事実の真否の一資料として重要である。そこで2003（平成15）年以降の各年の法11条1項による国籍喪失者の数を明らかにされたい。

ウ 特に、日本国外に在住し法11条1項によって日本国籍を喪失した者は戸籍法上の国籍喪失届の届出義務を負わないことから、法11条1項によって日本国籍を喪失した者のうち国籍喪失届を提出していない者がどのくらい存在するのか、またその数をどのように算出するのか、について具体的に明らかにされたい。

（2）複数国籍者の把握の方法

ア 被告は、上記の複数国籍者の数をどのように調査しているのか、具体的に説明されたい。

イ また、現在、被告は個々の複数国籍者についてその氏名や本籍、住所等を把握しているのか、仮に現時点では把握していないとしても全ての複数国籍者の氏名、本籍、住所等その者を特定しうる情報を収集することが可能であると考えているのか、可能であると考えているならばそれは具体的にどのような方法によって行うのか、明らかにされたい。

以上